

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回本部員会議議事録

日時 令和2年12月4日(金)
午後4時00分～午後4時50分
場所 別館9階特別第1会議室

【黒田危機管理部参事】

これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第15回本部員会議を始めます。本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議の委員であり、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子様にご出席いただいております。

それでは進行を危機管理監にお願いします。

【金嶋危機管理監】

本日の会議は、全国的に感染者が増加する中、本県においても特に中部・東部地域を中心に感染が拡大しており、今後、更に感染拡大が進めば、県内の受入病床は更に逼迫する事態となることから、県内の感染状況や医療提供体制等の情報共有及び今後の対応方針等を決定するため開催するものです。

それでは、議事に入ります。

議事(1)現状認識、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況について、健康福祉部から報告をお願いします。

【山梨健康福祉部理事】

報告いたします。資料1を御覧ください。

まず1ページは、感染者の累計です。12月2日時点の感染者総数は1,809人。10月下旬から新規感染者数が10人台となり、11月下旬からは、毎日30人を下回らない状況が続いています。今週には、50人程度で高止まりをしております。そのため、累計数は右肩上がり急角度で上昇しています。

2ページ目の人口10万人当たりの1週間の新規感染者数は、10.55人となっています。

3ページを御覧ください。3ページのPCR検査の状況は、検査件数につきましても、陽性件数と同様の傾向で増加をしております。直近1週間で4,806件となっています。最近の陽性率は8パーセントとなっており、やや下がりがつつあります。

下の4ページは感染者集団(クラスター)の状況です。合計36件のうち23件が11月に発生をしており、感染が急増した要因となっています。形態では飲食店が20件、うち接待を伴う飲食店が9件、カラオケ店9件などとなっています。地域的には、静岡市が13件、浜松市が9件、富士市6件、伊東市2件などです。

続いて5ページです。感染経路を取りまとめたものです。直近2週間を中心として調査した結果、25パーセントが飲食店及び会食となり、食事などマスクをはずす機会が多くなるのが連動していると考えられます。

その下は6ページ。最近の2週間の市町別の陽性者数です。クラスターが発生している市が多くなっている一方で、クラスターが発生していない市においても、黄色の11人以上の陽性者数となっているところがあり、散発的な陽性者の発生が多数の市で起きていることが見て取れます。

続いて7ページです。入院等の状況であります。最近の受け入れ可能病床数353床に対し、198

人が入院し、占有率は56.1パーセントとなっております。また、クラスターが多数発生した11月以降には、棒グラフ黄色で示されているように、自宅待機者療養者数が急増しております。

8ページから10ページにつきましては、地域別の入院状況でございます。東部地域が66.7パーセント。

次の9ページ。中部地域が80パーセント、西部地域が33.1パーセントとなっております。東部地域と西部地域では、入院患者数はほぼ同じ程度ですが、受け入れ可能病床が少ない東部地域では倍近い占有率となっております。

次に11ページを御覧ください。重症者等の状況です。12月2日時点では、重症者数8人、死亡者数12人となっております。なお12月3日の時点では、重症者が10人、死亡者は13人となっております。

12ページにつきましては、今後の入院患者数のシミュレーションになります。算定方法といたしましては、11月の25日から12月1日までの入院患者数の増加数に基づいて、倍化日数を算定し、これをもとに推計をいたしました。

13ページに参りまして、推計の結果ですけれども、12月時点の195人の入院患者が2倍となるのは、12月25日と推計されまして、確保病床数の目標である450床に達するのは、年明けの1月の2日となる見込みです。このままの状態が続けば、ほぼ1ヶ月後には、病床が不足する事態に陥ります。

14ページにありますとおり、今が医療提供体制を確保できるかの分岐点となっております。先日定めまして、12月20日までの集中対策期間の取り組みが鍵でございまして、医療提供体制の確保と年末年始の生活を左右することとなります。そのためには、県民の皆様の感染予防への御理解が不可欠な状況です。説明は以上でございます。

【金嶋危機管理監】

続きまして、先日開催されました静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議からの提言につきまして、本日御出席いただいている倉井先生からお願いいたします。

【倉井先生】

はい、よろしくお願ひいたします。

この感染症医療専門家会議の座長は、県の医師会長の紀平先生ですが、本日は座長に代わり私が代読いたします。

10月末より新型コロナの患者数が急速に増加していること、また高齢者の患者が増加していることを受け、県内の新型コロナ受入病床の状況は非常に厳しいものとなっております。受入医療機関からの声としては、認知症や重症例などケアの負担が大きい患者の割合が増えたため、人手不足が生じていること。院内感染発生時の世間からの厳しい目が非常に辛いこと。感染性がなくなっているにもかかわらず、新型コロナ罹患者ということだけで、他施設への転院ができない状況などが挙がっております。

現在、県全体の病床利用率が50パーセントを超えており、地域によっては80パーセントに達しているところもあります。専門家会議の中では、国の感染状況のステージⅢ相当であるという意見も挙がっております。新型コロナの患者が重症化すると、通常の数倍の看護師の配置が必要となってきます。人口当たりの医療者の数が少ない本県の状況では、感染者数が今後更に増加すると、県内の医療機関では重症患者の対応ができなくなる恐れがあります。

このような医療の現場の現状を踏まえて、12月2日開催の第1回県医療専門家会議での意見の提言を以下のようにまとめております。全部で11点挙げさせていただきました。

1つ目は、新型コロナ患者受入医療機関の拡大及び更なる病床確保をお願いしたいと思いま

す。

また、様々なバリエーションの患者さんたちが出てきております。重症度、認知症や妊婦さん、様々な患者が出てきておりますので、この受入病床の受け入れる機関の機能分担についても御検討いただきたいと思います。

また、現在のホテルや自宅での療養がされておりますが、高齢者や基礎疾患のある新型コロナ患者でも、無症状や軽症で医師が入院の必要ないと判断した場合は、ホテルや自宅での療養の実施、こちらも進めていただきたいと思います。

また4つ目として、感染性が無くなった新型コロナ患者の後方病院や介護施設への受入推進、こちらについても、進めていただきたいと思います。

また5つ目、新型コロナ患者受入医療機関への人的支援、特にこれは看護師の不足が目立っておりますので、こちらのサポートもぜひお願いしたいところです。

6つ目、院内感染が発生した医療機関の診療機能を周囲の医療機関で受け持ってもらえるように、こちらも地域での推進をお願いしたいところです。

7つ目、感染者が発生した医療機関や福祉施設、こちらにできるだけ早期の段階でDMATや感染対策チームを派遣するような体制、こちらの構築もお願いしたいと思います。

8つ目、福祉施設などで新型コロナが発生した場合、医療だけではなく、介護士の介護従事者の不足というのが非常にネックとなっております。こうした介護者の支援体制の整備、こちらでもぜひお願いしたいところです。

9つ目、こうした福祉施設でクラスターが発生した場合は、早期の介入も必要ですが、ある程度の期間、医療スタッフの派遣によりその施設内で医療を回すというような体制を作っていただきたいと思います。

10点目、自宅療養者が増えますと、その中で、ある一定の数で症状が悪くなる方も出てくると思います。こうした方々を速やかに診療、医療の方につなげられる診療体制の確保、こちらもお願ひしたいと思います。

最後11点目です。今、自宅療養者の体調チェック、これは保健所の方が行っておりますが、かなり保健所の負担も増えております。保健所の機能を外注化など、なるべく保健所の機能のサポート、こうした負担軽減に対する対策についても御検討いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の重症者を適切に治療し救命するためには、今挙げたこと以上に、感染拡大を防ぐこと。これ以上患者数を増やさないとすることが最も重要になります。県民の皆様には、感染対策の更なる徹底をお願いします。以上です。

【金嶋危機管理監】

倉井先生、どうもありがとうございました。次に、ただいまの提言を踏まえ、議事（2）医療提供体制の維持に向けた取組について、健康福祉部及び危機管理部から報告をお願いします。

【藤原健康福祉部長】

はい、健康福祉部から報告いたします。ただいまの提言を踏まえまして、今度は資料3、右肩の資料3の紙を御覧ください。

始めに、1感染抑制対策といたしまして、（1）飲食店等における感染予防対策の徹底であります。クラスターが複数発生している市町を手始めに、繁華街の飲食店に対して、食中毒の一斉監視指導と併せ、新型コロナウイルス感染症対策の指導を実施いたします。既に複数のクラスターが発生している伊東市におきましては、熱海保健所が伊東市及び伊東食品衛生協会の協力を得て実施しております。今後、順次、他市町においても実施いたします。また、静岡市、浜松市の実施について呼びかけをしたところでございます。

次に、(2) クラスターが発生した市町における集中検査を行います。対象業者や対象地域を定め、集中的な検査を実施いたします。

次、2 医療提供体制確保のための取組でございます。

まず(1) 直ちに対応する事項といたしまして、(ア) 入院病床について目標の450床に向けて医療機関との調整を進めます。

(イ) 宿泊療養施設や自宅での療養者の対象の拡大を図ります。現在は高齢者以外の無症状者及び軽症者を対象としておりますが、今後は、高齢者や基礎疾患のある入院患者様のうち、無症状及び軽症で医師が可能と判断した方に拡大することとし、医療機関に通知をいたします。また、医療機関からの移送を円滑に行うため、各県地域局における搬送体制を拡充いたします。

(ウ)、次のページでございます、感染性の無くなった患者様につきましては、後方病院や福祉施設に移送し、病床を確保することとし、受け入れについて後方病院や福祉施設に要請いたします。

(エ) 院内感染が発生した病院の通常診療での機能を代替する支援体制のコンセンサスを地域医療圏ごとに取り付けます。

(オ) 福祉施設で患者が発生した場合の応援体制はすでに構築しているところではございますが、クラスターが散発的に発生していることから、応援職員の増員と小規模施設への対応について強化いたします。

続きまして、(カ) 入院受入可能な病床数を増やすためにも看護職員の確保は欠かせませんので、県看護協会と連携して確保を進めます。

(キ) 7つ目、感染が発生した医療機関や福祉施設に迅速にDMATや、感染対策チームを派遣する体制を構築いたします。

次に、若干時間はかかるかもしれませんが、速やかに準備し対応していこうとしている項目です。

(ア) 感染患者が多様化してきております。このことから、受け入れ医療機関ごとの機能分担を進めます。

(イ) 自宅療養者の増加に対応するため、健康観察との委託化を進めます。

(ウ) 福祉施設でクラスターが発生した場合に、痴呆症や重度の障害のある方などを医療機関で受け入れることが困難な場合には、福祉施設を療養施設として運用できる体制を整備いたします。

(エ) 自宅療養者の症状が悪化した場合の診療体制を確保いたします。先ほどの感染状況の説明の通り、感染拡大は予断を許さない状況であります。医療関係者の皆様、福祉関係者の皆様の御協力をお願いいたします。以上です。

【酒井危機対策課長】

それでは、資料3-2を御覧ください。ただいま健康福祉部長の方から説明がありましたが、高齢者を含む無症状感染者、軽症者の宿泊療養施設の移送体制の拡充について補足説明をします。

宿泊療養施設の活用を加速させる取組を行っております。病院または自宅からホテルを借り上げた宿泊療養施設への軽症者の搬送体制を拡充し、地域の医療機関の負担軽減を図って参ります。

3にありますように、限られた保健師の業務範囲を効率化するため、危機管理部の職員、地方方面本部の職員の従事により、軽症者の搬送体制を拡充しております。12月1日から本日まで11人の搬送を行っております。また、出納局の協力を得て、車両の確保も行っているところですので。以上です。

【金嶋危機管理監】

ただいまの医療提供体制に関する報告について質問、意見等がありますでしょうか。はい、お願いします。

【知事（本部長）】

先ほど倉井先生から11の項目が挙げられまして、それに対して藤原部長からですね、アイウエオ、直ちに対応していく事項、速やかに対応する事項、11しっかり対応しているということを確認いたしました。

また、危機管理部で搬送していただけるということで、こういう部局間横断的な支援体制が極めて重用であると思います。

ありがとうございました。

【金嶋危機管理監】

それでは、次に議事(3)各部局からの報告に移ります。まず、6段階警戒レベルの行動制限の基本的な考え方について、危機管理部から報告をお願いします。

【植田危機報道官】

はい。危機報道官から御説明いたします。お手元の資料4の1枚目と、1番最後のA4横のカラー刷りの表、こちらを対比して説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が出されました4月頃にはウイルスの病原性に関する知見が乏しく、感染経路なども不明でありましたことから、警戒レベルの3においても感染拡大防止のために外出自粛や幅広い業種への休業要請など、社会全体の行動制限が必要であるという認識でございました。ちなみに、こちらの外出自粛や幅広い業種への休業要請などは、現在のレベルではレベル5以上の対策に位置付けられております。

続けます。現在では、これまで多くの感染事例の分析等により、感染リスクの高い行動や環境についての知見が得られるようになりました。レベル4、5のような高い警戒レベルにおいても、社会全体に一律に注意、行動制限を行うのではなく、特定の行動に絞って、より強い注意喚起や行動制限、自粛を求めることが効果的であることがわかりました。

また、対策をとる範囲についても、県内一律ではなく、クラスターの発生状況等を踏まえ、可能な限り地域を限定した警戒や制限を行うべきであるという考えに至っております。

このような観点から、レベル4、レベル5の部分の区分と運用方法を変更いたしました。このため、本日から、具体的には県全体はレベル4とし、地域特性を考慮し、部分的に特定の市町についてはレベル5相当を適用することといたしました。そのように運用いたします。

レベル4、レベル5相当では、仕事や教育、通院など感染リスクが相対的に低い日常生活につきましては、感染防止対策を徹底した上で継続してござって結構でございます。繰り返します。仕事、教育、通院などの感染リスクが相対的に低い日常生活については、感染防止対策を徹底した上で継続を可といたします。なお、この6段階警戒レベル、それからレベルごとの行動制限の運用にあたりましては、今後とも新たに得られた知見や国それから他県の動向等も踏まえて柔軟に運用して参りますので、御承知いただきたいと思っております。

A4横のカラー刷りの表で、レベル4、5、6の境のところのところが今の説明でございますので御確認をいただけたらと思っております。

それから、本日の警戒レベルでございます。こちらは毎週金曜日の午後3時に公開することがお約束でございますので、既に決裁を経て公開いたしております。一部だけ紹介いたします。

資料の3枚目でございます。12月4日金曜日現在は警戒レベル4、県内警戒県外警戒です。静岡市、伊東市はレベル5相当ということでございます。先ほどの説明の応用でございます。本県では、静岡市、伊東市等でクラスターが散発し、感染拡大が進行しており、医療提供体制の逼迫が懸念されます。感染流行期は感染蔓延期中期ですが、感染拡大を抑止するための正念場を迎えています。県民の皆様には、12月20日まで集中対策期間として最大限の感染防止行動をとってくださいますように切にお願いいたします。以上が対策本部からのお願いでございます。

その下の日本地図を御覧いただきまして、本日以降、県境を跨ぐ不要不急の移動制限につきましても、慎重に行動、ないしは特に慎重に行動していただきたい地域が増えており、1枚めくっていただいた資料の1の(2)、1の(3)にございます、1の(2)にございます15の都道府県におきましては、特に慎重に行動していただきたい。また、1の(3)にございます青色の字でございます、14県につきましては慎重に行動していただきたいというような厳しい状況になっておりますので、併せて御報告いたします。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について、質問等ありますでしょうか。はい、お願いします。

【知事（本部長）】

確認ですけれども、2つ目の○のところですね、資料4の。これまでのこの感染事例の分析で、感染リスクの高い行動、環境について知見が得られるようになったと。それがどういうふうに活用されるかと。これは県内一律ではなくて、クラスターの発生状況等を踏まえて地域を限定して警戒、制限等を行うという。

そうした中で、現在は2つの地域の名前が挙がりました。こうした知見をですね、行動に生かしていくということで、今のところは伊東市と静岡市が挙がりましたが、それぞれ事情が違うと思いますので、それに応じた形での対策をとるということですね。

ありがとうございました。

【金嶋危機管理監】

他に質問等がありますでしょうか。それでは次にGo Toトラベルキャンペーンの動向及び観光宿泊の状況と施設の感染防止対策の徹底について、スポーツ・文化観光部から報告をお願いします。

【植田スポーツ・文化観光部長】

資料5を御覧ください。国のGo Toトラベルキャンペーンの動向についてであります。

1の(1)にあります、11月21日に方針が示されました。四角の中を御覧ください。都道府県知事がステージⅢ相当と判断して一部区域をGo Toトラベル事業から除外することを決定した場合には、以下の①から④の措置をとるということになっております。

①については、当該地域を目的地とする旅行について新規予約を停止等の措置をとるということとなります

さらに、(2)のとおり、出発分についても方針が示されました。

2の都道府県の対応ですが、札幌市と大阪市を目的地とする事業は一時停止し、両市を出発する事業については自粛を要請しております。東京都につきましては、65歳以上の高齢者、基

礎疾患のある人の自粛を要請しているという状況であります。

続きまして、資料6を御覧ください。現在の観光の宿泊等の状況であります。

統計的には1の(1)、まだ9月までしか出ておりませんが、9月については、静岡県については前年度の60.4パーセントまで回復して参りましたが、一番悪い5月の部分が18.6パーセントでしたが、各種の政策の効果もあり、60.4パーセントまで上昇しました。

(2)につきましては、10月にホテル旅館組合の684施設に対して県が実施したアンケートの結果であります。この棒グラフを御覧ください。5月については、全施設が前年よりも売り上げ減となりました。そのうち、8割以上減少したのが80パーセント超ということでしたが、10月には、前年並みが14パーセント。前年よりも増えているところが33.3パーセントということで3分の1程度ありました。ただし、まだ半分以上が前年を下回っている状況です。その後の予約状況を見ますと、若干の弱含みで推移しております。

次のページの資料は、一番最新の、昨日の段階で聞き取り調査を行った結果でございます。旅行者や、地域の宿泊施設組合、観光協会に県が聞き取り調査を行いました。

個別には御説明しませんが、全体的な傾向として、Go Toの効果により、7、8割まで回復はしております。東京の自粛の発表がありました、そのキャンセルの影響というのは今のところ少ない状況です。ただし、その影響としては、今後1月以降、2月以降の予約に影響が出ていて、そちらが弱含みで推移しているという状況であります。

続きまして、感染症予防の対策についてであります。まず県の方では、5月に対応指針を作りました。6月から、その下2段にかけてですが、動画等作成しまして、各宿泊施設等に対して、感染防止対策を徹底していただきました。その様子も県外に発信したところであります。

一番下の大きな箱がありますとおり、現在取り組みを続けているところでありますが、県職員による個別訪問を行い、8月から50施設の県内の宿泊施設等を回りました。

一番上にあるとおり、感染症予防対策については、しっかりと取り組んでいる状況でありました。ただその中で、現場の声として経営に対する不安等の声が非常に多かったため、現在、その一番下のアドバイザー派遣という事業を行っております。こちらについては、要望に応じて中小企業診断士等の経営コンサルタントを派遣し、相談に乗っているという状況であります。私からは以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について質問、御意見等ありますか。

それでは次に、飲食店等における感染防止対策の徹底のうち、まず初めに、飲食時の感染防止対策について、健康福祉部から報告をお願いします。

【藤原健康福祉部長】

はい。健康福祉部から報告します。資料の7を御覧ください。

4枚綴りになっておりますが、まず最初の2枚でございます。先月27日付けで、県内の飲食店3万5,000ヶ所に対しまして、注意喚起を行いました。これはその文書に付けたチラシでございます。3万5,000ヶ所、全ての飲食店に対して県内の郵送で送りました。内容は大きく4点。

1つ目、大人数の会食を避けるため、テーブルは4人以下にしてください。

2つ目、5人以上の場合は、グループを分ける工夫をしてください。

3つ目、店舗の方々が利用客の皆様にも協力をお願いしてください。

4つ目、感染症拡大予防ガイドラインを徹底してください。

これについて、飲食店の経営者の皆様、そして利用される皆様には御理解いただいて、感染対策を徹底していただくようお願いいたします。

資料の3ページ目がその通知文、最後の紙を御覧ください。4枚目でございます。

問い合わせ等について県内保健所一覧、下の方でございます通り、このことにつきましては静岡市、浜松市の保健所からデータをいただきまして、県内両政令市含め、全ての飲食店に対して通知をしたところでございます。私からは以上でございます。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について、質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

次に、Go To Eatキャンペーンについて経済産業部、報告をお願いします。

【天野経済産業部長】

経済産業部です。資料の8を御覧ください。Go To Eatキャンペーン食事券への対応という資料でございます。

本県での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえまして、県の商工会議所連合会、県の商工会連合会等が農林水産省から事業委託を受託しております「Go To Eatキャンペーン」につきまして、コンビニエンスストアや郵便局等での食事券の販売を12月1日から一時停止しております。なお既に発行済みの食事券は引き続き利用可能でございます。これは、来店促進効果のあるGo To Eatの食事券の総量を抑制するため、新規発行を一時停止したものでございます。

感染状況が落ちついた段階で、販売を再開する予定でございます。既に購入された食事券の利用期限は令和3年3月31日までとなっております。利用期限には余裕がありますので、急いで利用する必要はありません。感染リスクの小さい同居の方々と、少人数で御利用くださいと呼びかけているところでございます。

経済産業部といたしましては、今回の感染拡大により、影響を受けております飲食店等に対しまして、引き続き資金繰り対策、雇用対策に全力を挙げて取り組んで参ります。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは次に、今後の取組について危機管理部から、報告をお願いします。

【酒井危機対策課長】

今後の取組について説明します。資料9を御覧ください。

飲食店等の営業に関しては、県内及び地域間の感染動向や、医療提供体制の逼迫を踏まえると、具体的な地域や業種に絞った措置について、あらかじめ検討しておく時期に来ている。

今後の感染拡大の状況によっては、医療専門家、関係市町の意見を聞きながら、特定地域、特定業種に絞った営業時間の短縮要請など、必要な追加的措置を実施することも選択肢とする、以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの今後の取組方針について御意見、御質問等ありませんでしょうか。はい。

【知事（本部長）】

重要な、この感染防止対策の徹底方法だと思います。これまでの知見を踏まえ、特定の地域、特定の業種を絞っていくということに対応した形での対策ということで、極めて重要な取組だと受け止めております。

【難波副知事】

この対策は、事業者への対策ですけれども、後で出てきますけれども、その利用する方、お客さんへの呼びかけが必要なので、ここでは書かなくてもいいですけれども、しっかり考える必要がある、ということがまずひとつ。

それから、感染防止対策が不十分な歌唱や接待を伴う飲食店への、訪問自粛を県民に呼びかけるということですが、それだけではなくてですね、感染防止対策が十分やられているとしても、場合によっては店の中で他のお客がマスクを取って歌唱して危ない、ということがありますから。そういう人や店に対しても個人の判断で行かないという呼びかけが必要だと思いますので、それを後で追加していただきたいなと思います。以上です。

【危機管理監】

はい、今の御意見をを入れて修文したいと考えております。よろしいでしょうか。それでは次に、誹謗中傷の根絶について、くらし・環境部からお願いします。

【市川くらし・環境部長】

はい、くらし・環境部です。資料10をお開き願います。

誹謗中傷対策につきましては、8月に取りまとめた静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP! 誹謗中傷」アクションに基づきまして、教育委員会を含めた関係部局が連携して、被害防止のための啓発と被害者の救済に取り組んでおります。心理学やネット等の専門家の御意見も伺い、コロナ禍での心理やネットの特性などから、誹謗中傷が起こる要因を分析し、対応策をまとめ、取り組みに活用しております。

具体的には、一枚めくっていただきまして、まず右下、被害の未然防止、拡大防止においては、ストップ誹謗中傷デザインというものを提出します。

上についていただいて、人権週間期間中の広報でございます。左下は小中学生向けの啓発動画の作成などにより、広報啓発を行っております。また、被害者の救済に向けましては、現在相談窓口の対応力強化のために、左上、手引き書を作成し、県と市町等の相談機関で共有しております。

今後の感染拡大に伴い、誹謗中傷が改めて問題となってきておりますが、引き続き誹謗中傷の根絶に向けて、全力で取り組んで参ります。

【金嶋危機管理監】

今の報告に、質問等がありますでしょうか。

それでは次に、適切な教育機会の確保について、教育委員会から報告をお願いします。

【長澤教育部長】

はい、資料11を御覧ください。

教育委員会では、本県の警戒レベルの行動制限を踏まえまして、授業等の具体的な学校運営

は、文部科学省のガイドラインの行動基準に沿った対応を実施してきております。学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させながら、学校教育活動を継続していくこととしております。

1を御覧ください。資料に記載のとおり、各学校におきましては、会話時のマスクの着用、こまめな手洗いなど、基本的な感染予防対策の徹底と、感染状況に応じて時差通学を実施しております。保護者に対しましても新しい生活様式の徹底など、感染予防対策を呼びかけているところであります。

また、2に記載のとおり、授業等は冒頭申し上げたとおり、本県の警戒レベルを踏まえた上で、文科省のガイドラインに沿った対応を行うことといたしておりますけれども、学校外での活動となります。修学旅行や部活動の大会等につきましては、表の通り、警戒レベルに応じて必要な制限を行うこととしております。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただ今の報告について、質問等はございませんでしょうか。
それでは次に、篠原知事戦略監から報告事項、よろしく申し上げます。

【篠原知事戦略監】

資料はありませんが、本日、三重県の県議会が新型コロナウイルスのため、延会となっております。

報道によりますと、部長級の職員も含む複数の職員の感染が確認され、他の部長も感染している可能性が高いということで、議会で一緒に出ております知事、副知事、各部長が全て濃厚接触者になる可能性が高いということで、議会が停止したという事態になっております。

改めて我々もしっかり感染防止について、自覚していただきたいというふうに思います。さらに、知事部局の最近の職員の動向ですが、今週になって知事部局、出先の職員ですが2名、感染が確認されております。これまで濃厚接触者等でPCR検査を受けた職員が52名おります。そのうち2名が陽性ですが、あとは陰性ではありますが、特にこの11月の中旬からですね、検査の対象になっている職員が増えております。さらにこの職員の近くで勤務する幹部職員も御家族の方が感染したということで、濃厚接触者としてPCR検査を受けて陰性だったわけですが、そういう危機的状況が少しずつ我々にも迫っておりますので、職員を含め、感染防止対策についてしっかり再度自覚してですね、徹底していただきたいと思います。以上です。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について御質問、御意見等がありますでしょうか。
それでは次に、議事（4）今後の対応方針案を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【山田危機政策課長】

資料12の2ページをお開きください。県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針案。令和2年12月4日静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。

本県では、クラスターの頻発や多数の感染者発生により、病床利用率が急上昇し、この状況が続けば、医療提供体制が危機的状況に陥る可能性が高いため、12月20日までの集中対策期間における徹底した感染拡大防止対策は急務である。

12月2日開催の、県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議において、医療提供体制の確保のための具体的な対策が県に提言された。県では、この提言を踏まえ、感染拡大防止と医療

提供体制の確保のため、以下の対応方針により全力を挙げて必要な対策を実施する。

1 医療提供体制の確保対策。

- ①感染患者受入医療機関の拡大及び入院病床の確保。
- ②宿泊者療養施設や自宅での療養者の対象拡大。現在入院中の方で、宿泊療養施設での療養が可能と医師が判断した場合の積極的な移動、宿泊療養施設への移送体制の拡充。
- ③感染性が無くなった患者の受入れを、後方病院や福祉施設へ要請。
- ④院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制の構築。
- ⑤福祉施設で感染が発生した場合の応援体制の強化。なお、④、⑤については、迅速な対応も含むものといたします。
- ⑥感染患者受入医療機関への人的支援。
- ⑦感染患者受入医療機関の機能分担。
- ⑧自宅療養者の健康観察の外部委託化、自宅療養者の増加に対応。
- ⑨医療機関への入院が困難な場合の福祉施設内療養の体制整備。
- ⑩自宅療養者の症状が悪化した場合の診療体制の確保。

2 感染拡大防止対策、(1) クラスターの抑制。

- ①飲食店における感染防止対策の徹底、飲食店における感染防止対策を臨店により指導。
- ②クラスターの発生している市町における集中検査の実施。クラスターが発生している業種、地域を定めて抗原定量検査等により、集中的な検査の実施。
- ③歌唱や接待を伴う飲食店への県民の訪問自粛の要請。12月20日までの集中対策期間において、感染防止対策が不十分な、歌唱や接待を伴う飲食店への訪問自粛を県民に呼び掛け、先ほどの御指摘の内容をこちらに書き加えさせていただきます。
- ④業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度徹底。
- ⑤寒冷期における換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保。
- ⑥顧客にマスク非着用での歌唱や会話はできないことを徹底するための張り紙や、声掛けの実施。

⑦接触確認アプリ、COCOAの活用。顧客への利用の働き掛け。

(2) 店舗や事業所での感染拡大防止。業種別の感染防止対策ガイドラインの再確認。

- ②飲食店における1テーブル4人以下の対策の徹底。
- ③寒冷期においても換気や湿度の管理など、感染しにくい環境の確保。
- ④年末年始の休暇の分散など、密を避ける行動の実施。

(3) 県民の感染防止対策の徹底。

①外出時や会話時のマスクの着用。こまめな手洗いの徹底。人と人との距離の確保。適切な換気の実施を徹底。

- ②感染リスクの高まる五つの場面の回避。
- ③マスク着用を含む、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫を周知。
- ④クラスターが頻発している地域における、感染リスクに不安がある場所への外出の自粛。

3 感染リスクの低い日常生活の継続。

仕事、教育、通院など、感染リスクが低い日常生活については、感染防止対策を徹底した上で、平常時の行動へ継続可。

4 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け。

新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への心ない誹謗中傷や、差別的対応の根絶に向けた啓発の実施。

5 今後のさらなる感染拡大の場合の対策の実施。

感染防止対策の臨店指導や、集中的な検査の実施、特定地域、業種に絞った営業時間の短縮

要請等について、関係市町と内容の検討や調整の開始。

感染拡大が継続した場合の追加的措置の実施。

以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの対応方針案について質問、御意見等ありますか。

はい、お願いします。

【知事（本部長）】

冒頭、倉井先生から感染状況のステージⅢに相当であるという意見があつて。先ほど、難波副知事から感染が多い、クラスターの起こっている飲食店、これが集中している所がいくつかあると。それが、伊東市、富士市、そして静岡市だと。こうしたところへの具体的なものが書き込まれているということですね。ただ、ここには書き込まれてはいませんが、最後に篠原戦略監が言われた、我々、もし、誰かが今なると、議会が停止されるという重大な事態に立ち当たるので、改めて我々、心したいと存じます。以上です。

【金嶋危機管理監】

他に質問、御意見等ありますでしょうか。

それでは本部長。ただいまの知事及び副知事からの指示事項を踏まえた上で修文を行い、この対応方針案によって決定してよろしいでしょうか。

【知事（本部長）】

はい、了解しました。よろしくお願いします。

【金嶋危機管理監】

それでは最後に、本部長から指示事項をお願いいたします。

【知事（本部長）】

倉井華子先生、どうもありがとうございました。今週、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議及び静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議が開催されまして、クラスターの頻発等により感染者の急増が医療提供体制の逼迫に直結している現状を踏まえ、国の感染警戒区分ステージⅢに相当し、早急に医療提供体制の確保のための対策を行うべきであると提言を賜りました。

本県の、医療提供体制の逼迫度合いは、まさに御提言の通り危機的状況にあります。12月2日現在の病床利用率が56パーセントですが、この傾向が続きますと、病床数の増加に続けば、仮に病床数の増加に努め、目標の450床を確保したとしても、来年1月2日には病床利用率が100パーセントとなるという試算が先ほど紹介されました。入院等の状況におきまして、自宅待機者、療養者数は、全療養者数453人に対し255人と50パーセント以上であり、病床外での療養者数と割合が、急増しています。

医療資源が足りない点は、御承知のとおりです。この状況が続きますと、すぐ先は、軽症者と無症状者は宿泊療養施設に入り、医師の管理下において療養する。すなわち、宿泊療養施設が軽症者等の病院的功能を果たす事が必要になってまいります。

また、高齢者福祉施設におきましても、感染者の治療を医師が施設に出向く形で行い、施設自体が病床であると、施設自体を病床として機能させる必要も出てまいります。今後さら

に病床が逼迫いたしますと、医療提供体制の確保のために、県民の皆様や事業者の皆様に対する行動制限も含む、あらゆる対応が必要となってまいります。

県職員は、まずこの期間をしっかりと共通認識としてください。現場では医療従事者や保健所の職員等が、日々懸命に御尽力を頂いております。それを支えるために、県のバックアップ、各部局の職員の皆様にもお願いがございます。

軽症者、無症状者を病院から宿泊療養施設へ搬送する業務が急増しております。現在、先ほどございましたように、各地域局と危機管理部の職員が中心となって応援体制を組んで実施していますが、年末年始の休暇期間も見据えますと、さらに体制を強化していく必要があります。

是非とも、各部局からも積極的な御協力をお願いいたします。本県の警戒レベルは、次のレベル5、特別警戒に移行するぎりぎりの状況です。本県の感染症対策で最も重視すべきは、医療提供体制の確保であり、また、それを通して県民の命を守ることです。

本日決定した今後の対応方針に基づき、感染拡大防止と医療提供体制の確保に全庁一丸となって取り組んでまいりましょう。また、飲食店の営業に対する要請など、今後実施が必要となると予想される措置につきましては、市町との調整が必要であることから、直ちに市町との調整を開始してください。

また、新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷、差別的対応は決して許されるものではありません。特に、日夜献身的に医療提供に取り組む医療従事者への心ない行動が根絶されるように、県職員一人ひとりが広報担当者であるという意識を持って、啓発に心掛けてくださるよう、お願いを申し上げます。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ありがとうございました。

それでは、以上で会議を終了いたします。